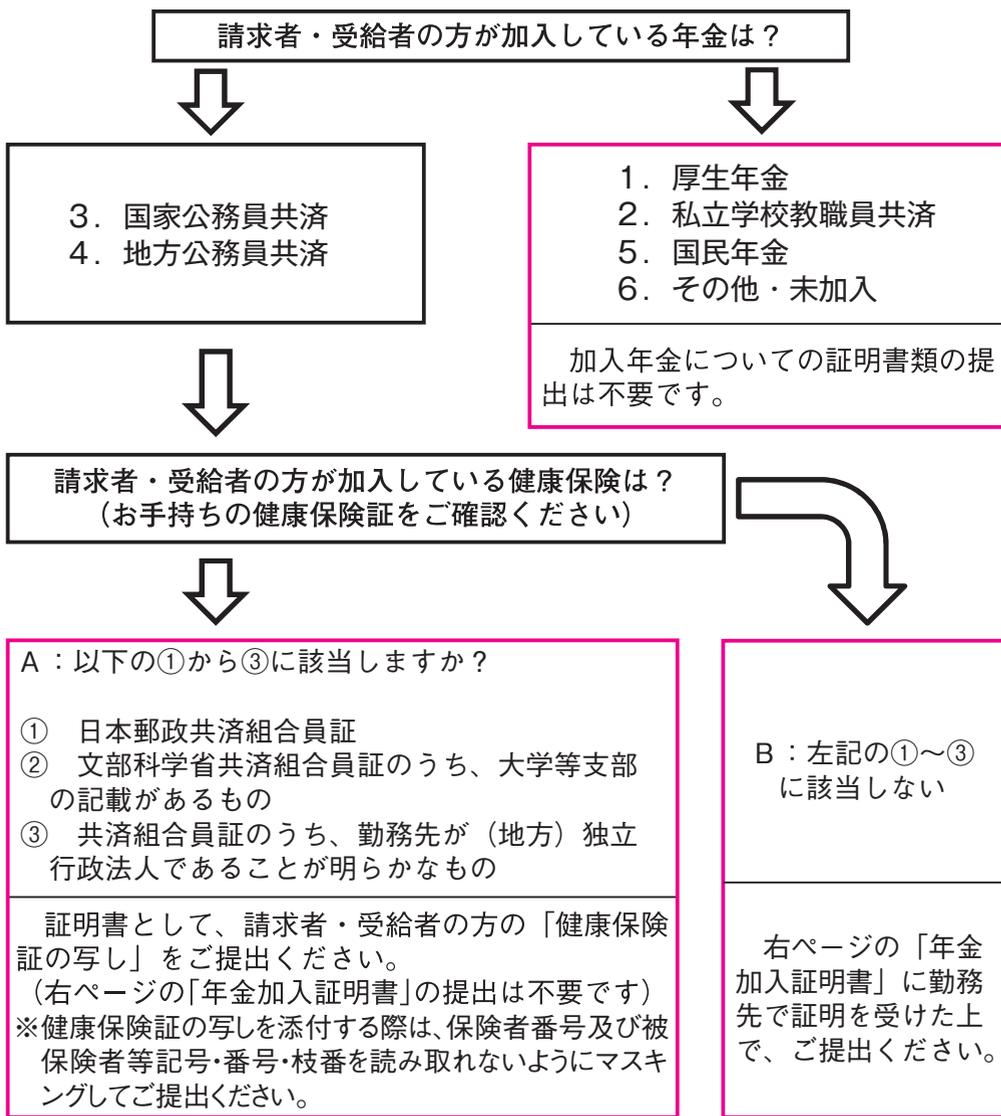


年金の加入証明について

請求者・受給者が加入している年金の種類により、加入している年金についての証明書類の提出が必要となります。下記のフローチャートを確認していただき、提出が必要な方は、該当する証明書類をご提出ください。



事業主の方へ

年金加入証明書は、児童手当の認定の際に必要な書類です。社員・従業員などの方が年金加入証明書の提出が必要な方に該当する場合には、お手数ですが右ページの証明書のご記入をいただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 電話03-5432-2309

※ この証明は、被保険者が世田谷区から児童手当を受給する際に、年金の加入状況について証明いただくものです。公務員で、被保険者が職場から児童手当が支給される場合には、証明をしないでください。

年金加入証明書

下記のとおり、年金に加入していることを証明します。

被保険者氏名	
被保険者住所	
加入年金	3. 国家公務員共済 4. 地方公務員共済
年金加入状況	年 月 日より加入

【証明者】

証明年月日 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名 ⑩

担当者名

担当者連絡先

【ご注意】

- 「加入年金」欄は該当する番号に○をしてください。
- 「年金加入状況」欄は、現在の事業所において被保険者となった日（年金に加入した日）をご記入ください。
- 代表者印は事業所印（無い場合には代表者の個人印）を使用してください。
- 共済年金加入の被保険者が、独立行政法人等に出向している場合には、出向先、出向元の、どちらで証明していただいても構いません。

キ
リ
ト
リ